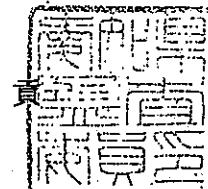


注意事項							施行日等
起案日	令和 5年 2月28日						令和 5年 3月 3日
供覽日							
文書番号	4監査第160号						
決裁種別	電子						
施行方法	手渡し						
備考			起案者氏名 赤井 慎一 課（地方機関） 事務局（監） グループ（課） 監査第一課				
題名 住民監査請求の要旨について 文書種別 通知							
課長	担当課長	課長補佐	主査	主事			
伊藤 徳男	松村 健一	小松 直基	朝日 陽一	松永 麻希			
保存期間	3年	標準ファイル名	住民監査請求				
同い文 地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求がありましたので、同条第3項の規定により、案の1により愛知県議会議長宛て、案の2により愛知県知事宛て請求の要旨を通知してよろしいか。							

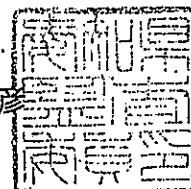
4 監査第 160 号
令和 5 年 3 月 3 日

愛知県議会議長 須崎かん殿

愛知県監査委員 前田



同 川上明彦



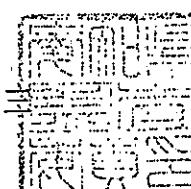
同 山内和雄



同 川嶋太郎



同 青山省



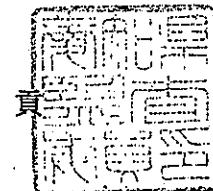
住民監査請求の要旨について（通知）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求がありましたので、同条第 3 項の規定により、請求の要旨を通知します。

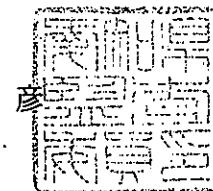
4 監査第 160 号
令和 5 年 3 月 3 日

愛知県知事 大村秀章 殿

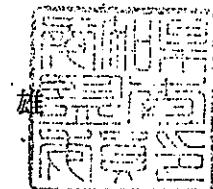
愛知県監査委員 前田



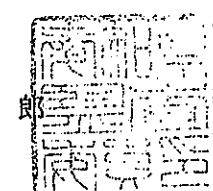
同 川上明彦



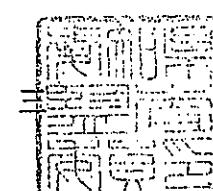
同 山内和雄



同 川嶋太郎



同 青山省



住民監査請求の要旨について（通知）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求がありましたので、同条第 3 項の規定により、請求の要旨を通知します。

(案 7)

4 監査 第 号
令和 5 年 3 月 日

愛知県議会議長 須崎かん殿

愛知県監査委員 前田貢

同 川上明彦

同 山内和雄

同 川嶋太郎

同 青山省三

住民監査請求の要旨について（通知）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求がありましたので、同条第 3 項の規定により、請求の要旨を通知します。

令和5年2月22日付けの住民監査請求（1件目）の要旨

- 1 請求の対象となる職員又は機関
愛知県議会事務局長
- 2 請求の対象となる財務会計行為
愛知県議会議員渡辺昇に対し、平成29（2017）年度の事務所の賃料として使用した政務活動費の返還を請求すること。
- 3 上記の行為が違法・不当である理由
渡辺議員自身が社長を務める会社から借りた事務所の賃料として同社に支払っており政務活動費の不当な使用である。
- 4 請求する措置
不当に使用された政務活動費の返還を求める。

令和5年2月22日付けの住民監査請求（2件目）の要旨

1 請求の対象となる職員又は機関

愛知県議会事務局長

2 請求の対象となる財務会計行為

愛知県議会議員渡辺昇に対し、令和3（2021）年11月12日の県外活動に
係る旅費として使用した政務活動費の返還を請求すること。

3 上記の行為が違法・不当である理由

県外活動報告書に福岡空港の視察をしたとあり、その内容は、福岡空港に
おけるピアガーデンの開催や滑走路の増設を県営名古屋空港でも行うよう要
望することが目的とあるものの、調査に訪れた事実はない。

4 請求する措置

不当に使用された政務活動費の返還を求める。

(字の2)

4監査第
号
令和5年3月
日

愛知県知事 大村秀章 殿

愛知県監査委員 前田 貢

同 川上明彦

同 山内和雄

同 川嶋太郎

同 青山省三

住民監査請求の要旨について（通知）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求がありましたので、同条第3項の規定により、請求の要旨を通知します。

（別紙は窓口と同じもの）
添付書類